

感対第 8 7 3 - 2 号
令和 5 年 1 0 月 2 6 日

各保健所長 様

感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症の対応に関する
医療機関向けの啓発資材について（更新・第四報）

先日、令和 5 年 6 月 2 日付け感対第 386 - 2 号において、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材（第三報）」の依頼をさせていただいたところですが、今般、厚生労働省より令和 5 年 10 月 20 日付け事務連絡において、医療機関向けの啓発資材の更新・第四報が発出されました。

つきましては、別添の通知の内容を御了知いただき、埼玉県医師会非会員医療機関宛てご周知いただきますようお願いいたします。

なお、本県においては現在、県の 10 月以降の設備整備等の補助要綱を策定中です。要綱が出来上がり次第改めて周知を依頼させていただきますのでどうぞよろしくお願い致します。

リーフレットにつきましては引き続き県のホームページでも公表しています。
https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/covid19/aftercovid19_leaflet.html

感染症・新型インフルエンザ対策担当
TEL：048-830-7525
E m a i l：a7500-14@pref.saitama.lg.jp